

第5章 目標達成に向けた取組（緩和策）

5.1 施策体系

本市では、第4章に示したように、温室効果ガスの排出量を2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で51%削減することを目標とします。

この目標を達成するために、温室効果ガスの排出量を削減するための省エネルギー活動を促進する取組のほか、再生可能エネルギーの利用促進のための取組や森林吸収源となる森林の整備といった取組を進めていきます。

また、温室効果ガスの削減につながる廃棄物の削減など、より高次の循環型社会の実現を目指していきます。

これらの取組は、市、市民、事業者が協働して取り組んでいくものとします。

表 5.1 施策体系

施策の方向	関連する部門等	施策（取組）の内容
(1) 再生可能エネルギーの利用促進	産業 家庭 業務	① 太陽光発電の利用促進 ② 新たな再生可能エネルギーの利用促進 ③ エネルギーの地産地消の促進
(2) 省エネルギー活動の促進	産業 家庭 業務 運輸	① 脱炭素型ライフスタイルの普及促進 ② 脱炭素型ビジネススタイルの普及促進 ③ 市役所における脱炭素化の推進 ④ 協働による脱炭素化の推進
(3) まちの脱炭素化の推進	産業 家庭 業務 運輸 (森林吸収)	① 交通分野における脱炭素化の推進 ② 地域の脱炭素化の推進 (森林吸収の促進や、J-クレジット制度の普及を含む)
(4) 循環型社会形成の推進	廃棄物	① ごみの発生抑制と減量化の推進 ② 3Rの取組推進 ③ ごみ処理施設の余熱利用

5.2 市・市民・事業者の取組の推進

（1）再生可能エネルギーの利用促進

再生可能エネルギーは、発電の際に温室効果ガスを排出しないことから、再生可能エネルギーの導入拡大は地球温暖化対策に必要不可欠であり、第4章に示した温室効果ガスの削減目標の達成にあたっては、再生可能エネルギーの利用を促進することが重要となっています。

また、市内で再生可能エネルギーの地産地消を実現することは、地域の雇用創出や災害時のエネルギー供給の確保のほか、事業を通じて得られる知見・ノウハウ、資金を地域内へ再投資することで地域の活性化に役立たせることができます。

こうした観点から、市では、北茨城市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づいて庁舎や公共用地での再生可能エネルギー設備の導入を率先して進め、その効果を市民や事業者が発信していきます。

① 太陽光発電の利用促進

再生可能エネルギーの調達手法は、自ら再エネ設備を設置して施設で消費する方法（自家消費）と、小売電気事業者等を介して間接的に調達する方法の2種類があります。

近年では、自家消費型太陽光発電の導入に際して初期費用負担なしで太陽光発電や蓄電池設備を導入できるPPAモデルと呼ばれるサービスも増加しています。

市では、太陽光発電を率先して利用し、また、市民の皆さまへの普及啓発を行っています。

なお、耐用年数を過ぎた発電設備は発電効率が低下することから、適切な時期に買い替えることや、不要になった発電設備を適切に処理することも大切です。

市の取組	・太陽光発電システム等の設置を推進し、普及を促進していきます。 ・公共施設への太陽光発電システムの導入を進め、市民に対する環境学習にも活用します。 ・耐用年数を経過した発電設備の取り替えを促進します。 ・不要になった発電設備が適切に処理されるよう、普及啓発を行うとともに、国に対して低コストでリサイクルできる処理体制や処理技術の確立について働きかけを行います。
------	---

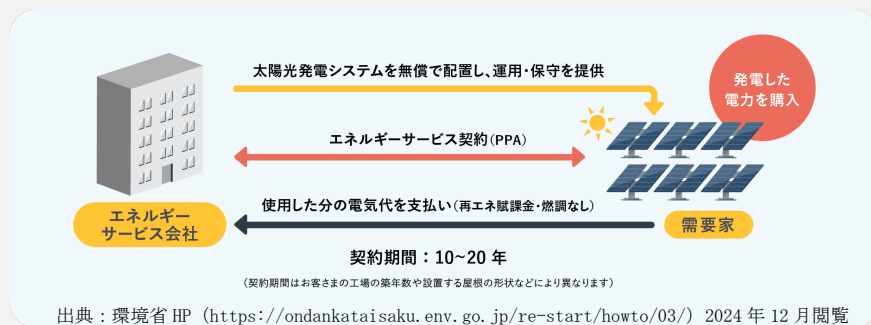
市民の取組	・住宅における太陽光発電システムの導入に努めます。 ・太陽光発電システムを導入した公共施設の環境学習スペースを利用し、太陽光発電の活用について理解を深めます。 ・耐用年数を経過した発電設備の取り替えを促進します。 ・不要になった発電設備は適切に処理します。
事業者の取組	・事業所における太陽光発電システムなど太陽光エネルギーの導入に努めます。 ・耐用年数を経過した発電設備の取り替えを促進します。 ・不要になった発電設備は適切に処理します。

<PPAモデル>

PPAモデルは、エネルギーサービス会社（PPA事業者）と契約することで、太陽光発電システム設備を初期費用ゼロで導入でき、メンテナンスもしてもらえる仕組みです。その代わり、契約終了までの間、利用者はPPA事業者を利用した分の電気代を支払います。

PPAモデルのメリットとして、初期費用がほとんどかからないということが挙げられます。また、事業者がメンテナンスするため管理の手間を省くことができます。

ただし、自己所有の発電設備なら得られる売電収入を得ることはできません。また、期間満了後の設備の取り扱いなどは契約内容によって異なるため確認が必要です。



② 新たな再生可能エネルギーの利用促進

再生可能エネルギーには、太陽光のほか、風力、地熱、水力、バイオマスなどがあります。

また、再エネ熱には、廃棄物処理に伴う廃熱等の未利用熱の利用や、バイオマス資源の燃料利用、温度差エネルギー利用などがあり、本市に応じたエネルギーの利用方法の検討を進めていきます。

また、近年、カーボンニュートラルに必要な二次エネルギーとして注目されている水素の活用についても、国の動向や県との連携により導入可能性の検討を進めます。

そのほか、新しい太陽光発電の利用形態としてのソーラーシェアリングなど、用地の有効活用を通じた地域の活性化につながる取組の普及を行っていきます。

市の取組	・再生可能エネルギーを使用した電気や、小水力発電の導入を検討します。 ・水素エネルギーの活用や、バイオマス発電、小水力発電など新しいエネルギーのあり方を調査し、推進を検討します。 ・工場や施設における廃熱等を利用してエネルギーを創出するなど、再エネ熱の利活用のあり方を検討します。 ・市内で発生する家畜ふん尿や間伐材等バイオマス資源のエネルギーとしての利活用のあり方を検討します。 ・ソーラーシェアリングの普及や支援を行います。
市民の取組	・再生可能エネルギーを使用した電気の利用を検討します。 ・住宅において太陽光発電システム以外にも太陽熱、地中熱利用など自然エネルギーの導入に努めます。 ・地域の再生可能エネルギー普及活動に積極的に参加し、地域のエネルギー転換を支援します。 ・市で実施する再生可能エネルギーの利活用への取組に理解を深めます。
事業者の取組	・再生可能エネルギーを使用した電気の利用を検討します。 ・事業所における太陽熱、地中熱利用など自然エネルギーの導入に努めます。 ・工場や事業場における廃熱等を利用するなど、エネルギーの効率的な利用を進めます。 ・ソーラーシェアリングの活用などの可能性を検討します。 ・市で実施する再生可能エネルギーの利活用への取組に理解を深めます。

<ソーラーシェアリング>

ソーラーシェアリングには、農地の上部に太陽光発電パネルを設置する「営農型太陽光発電」や、駐車場の上部に設置する「ソーラーカーポート」などがあります。

営農型太陽光発電は、太陽光パネルの下部で営農を継続しながら、発電電力を設置場所の農地や地域で有効活用することのほか、労働力不足や農地の担い手不足から増加している荒廃農地や耕作放棄地を有効活用することができ、地域の再生につながります。

太陽光発電設備の設置に当たっては、支柱の基礎部分について、農地の一時転用許可が必要となることや、栽培する農作物の種類に応じた遮光率で太陽光発電システムを設置する必要があります。



出典：農林水産省 HP
 (<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/einou.html>)
 環境省 HP (<https://ondankataisaku.env.go.jp/re-start/interview/34/>) 2024 年 12 月閲覧

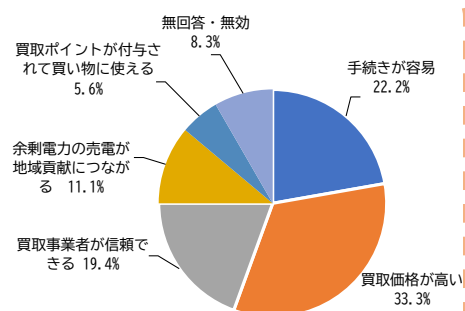
③ エネルギーの地産地消の促進

再生可能エネルギー等を市内に普及させていくために、地域新電力会社の設立を目指します。

このことにより、売電によって得られる収入を市内に還流し、その利益を使って地域の雇用を生み出したり、地域課題の解決を図るために、エネルギー事業の構築を検討します。

市の取組	・旧清掃センター跡地を活用した太陽光発電所の整備を進めます。 ・未利用市有地等への太陽光発電設備の整備を促進します。 ・市が出資する地域新電力会社の設立と運用を検討します。
市民の取組	・市が行う地域新電力会社などの情報に関心を持ち、活用できるか検討を行います。
事業者の取組	・地域新電力会社の事業に関心を持ち、事業活動につなげます。

市民アンケートで太陽光発電を導入している方に「余剰電力の固定価格での買取期間が満了した場合、どのようなプランであれば買取契約をしたいと思いますか」と質問したところ、「買取価格が高い」が33.3%で最も多く、次いで「手続きが容易」が22.2%でした。また「余剰電力の売電が地域貢献につながる」と11.1%の回答がありました。



今後、固定価格での買取期間が満了するケースが増加すると考えられることから、市内で作られた電力を市内で活用できるように、余剰電力を市民の意向を踏まえて買い取ることができる仕組みづくりが必要と考えられます。

（２）省エネルギー活動の促進

温対法第 6 条では、国民に対して温室効果ガスの排出を減らすために、日常生活の中でできることを心がけるよう呼び掛けています。

具体的には、住宅等への再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入や、環境に優しい製品・サービスの利用などが挙げられます。

また、温対法第 23 条及び第 24 条においては、事業者に対して、自社の事業活動で出る温室効果ガスを減らすことや、消費者の日常生活での排出削減を促すような商品やサービスを提供することに努めるよう定めています。

市では、市民や事業者がこうした取組を進めていくことができるように、普及啓発や環境学習の実施、人材の育成などに取り組めます。

① 脱炭素型ライフスタイルの普及促進

脱炭素社会の実現に向け、暮らし、ライフスタイルの分野でも大幅な CO₂ 削減が求められます。市では、脱炭素型ライフスタイルの普及・啓発を通じて住民の省エネ行動等を促進していきます。

市の取組	・学校施設等で導入した太陽光発電システムを活用し、子どもたちの環境意識の向上に役立てます。 ・市民にウォームシェアやクールシェアを呼びかけるとともに、真夏や厳冬日に市民が集まれるように公共施設などを開放します。 ・暮らしの中での CO₂ 排出量を数値として把握できるように、「うちエコ診断（茨城県）」等を使用した見える化への取組を呼びかけます。 ・製品やサービスの購入時に、CO₂ 排出量の表示や公表値を参考にし、より CO₂ 排出量が少ない方を選択できるように、環境ラベル（カーボンフットプリント、エコリーフ環境ラベル等）による見える化等の活用の普及に努めます。 ・地域での地球温暖化防止活動を実践・啓発するために茨城県から委嘱されている「茨城県地球温暖化防止活動推進員」を育成、その活動を支援し、地球温暖化防止への普及に努めます。
市民の取組	・日常生活において、市の情報等も参考にして省エネや節水に努め、温室効果ガスの排出抑制に取り組めます。 ・環境や脱炭素に配慮された高効率な製品の選択に努めます。 ・冷房器具の省エネを図り、自然の力で涼を取るため、緑のカーテンの設置や打ち水を行います。 ・市のウォームシェアやクールシェアの取組に関心を持ちます。 ・市や茨城県地球温暖化防止活動推進員などが実施する学習会等に参加します。

事業者の取組	・事業活動において、市の情報等も参考にして省エネや節水に努めるとともに、資源やエネルギーの循環利用を進めます。 ・事業所単位のエネルギー消費量減少による温室効果ガス排出量削減のため、従業員の省エネ行動を促進します。 ・冷房器具の省エネ化を図るため、緑のカーテンを設置します。 ・市や茨城県地球温暖化防止活動推進員などが実施する学習会等に参加します。
--------	---

② 脱炭素型ビジネススタイルの普及促進

事業活動においては、自社の排出量の削減にとどまらず、提供する製品やサービスを消費者が利用する際に排出される温室効果ガスの削減も重要です。

市では、脱炭素型の事業活動の支援や、脱炭素型の製品やサービスの普及を行っています。

市の取組	・環境マネジメントシステムの導入について啓発を行います。 ・高効率機器利用や燃料転換の推進などについて情報収集や情報発信を行います。 ・省エネルギー・省CO₂に資する建設機械、農業機械、船舶等の情報収集や情報発信を行います。 ・ウォームビズやクールビズの啓発を行います。
------	---

市民の取組	・脱炭素に配慮された事業活動や、そうした事業活動からつくられた製品や商品に関心を持ちます。 ・ウォームビズやクールビズに取り組みます。 ・HEMS やスマートメーターを利用したエネルギー管理など最新の情報に関心を高めます。
-------	---

事業者の取組	・事業活動における環境マネジメントシステムの確立や認定取得などを進めます。 ・ウォームビズやクールビズに取り組みます。 ・BEMS、FEMS などのエネルギー管理システムの導入を検討します。 ・高効率機器の導入を進めます。 ・温室効果ガス排出量の少ない燃料への転換を進めます。 ・トラック輸送の効率化の取組を進めます。
--------	--

<環境マネジメントシステム>

「環境マネジメントシステム」は、「環境マネジメント」を進めるための組織や事業者の体制・手続き等の仕組みのことです。

ここでいう環境マネジメントは、組織や事業者が、環境に関する方針や目標を定めて、目標の達成に向けて取り組んでいくことを指します。

環境マネジメントは、事業活動を環境にやさしいものに変えていくために効果的な手法であり、幅広い組織や事業者が積極的に取り組んでいくことが期待されています。

環境マネジメントシステムには、環境省が策定したエコアクション 21 や、国際規格の ISO14001 があります。他にも地方自治体、NPO や中間法人等が策定した環境マネジメントシステムがあり、全国規模のものにはエコステージ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードなどがあります。



<HEMS、BEMS、FEMS>

HEMS、BEMS、FEMS は、それぞれ異なる規模の建物や施設におけるエネルギー管理システムのことで、脱炭素化に貢献します。

HEMS (Home Energy Management System) は、住宅用エネルギー管理システムのことで、一戸建て住宅やマンションの一室などに設備されます。家庭内の電気の使用量をリアルタイムで把握したり、エアコンや照明などの家電製品を遠隔操作するなどの機能があり、電気料金を削減するとともに快適な居住空間を実現します。

BEMS (Building Energy Management System) は、ビル用エネルギー管理システムのことで、オフィスビル、商業施設、病院などに設備されます。ビル全体のエネルギー消費量を監視したり、空調、照明、換気などの設備を最適制御するなどによって、運営コストの削減や建物の価値向上に役立ちます。

FEMS (Factory Energy Management System) は、工場用エネルギー管理システムのことで、生産設備のエネルギー消費量を監視し、生産コストの削減や品質管理の向上にも役立ちます。

③ 市役所における脱炭素化の推進

北茨城市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を推進し、市の事務事業での温室効果ガスの排出量の削減を進め、その成果や状況を可視化して発信します。

④ 協働による脱炭素化の推進

事業者・住民の温室効果ガス削減活動が促進されるように、市では普及啓発や、市民や事業者の取組の支援を行い、協働で市域の脱炭素化を進めていきます。

市の取組	・ZEH や ZEB 化、既存住宅の断熱改修の促進など住宅や事業所におけるエネルギー利用の効率化等の普及を促進します。 ・公共施設等のエネルギー効率の改善を進めます。
市民の取組	・住宅の新築・改築時には、高断熱・高气密な省エネルギー型の環境住宅や高効率機器を利用した給湯・空調設備などを導入するようにします。

事業者の取組	・事業所の新築・改築の際や設備・空調などを導入・更新する際は、省エネ型の設備や高効率機器を利用した設備などを導入するようにします。
--------	---

<ZEH、ZEB>

ZEHは一般住宅を対象としたもので、ZEBはオフィスビル、学校、病院など、主に大規模な建築物を対象としたものです。

建物の中では人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできませんが、省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることを目指しています。

（3）まちの脱炭素化の推進

市民や事業者の対策を促進するため、市では温室効果ガスが排出されないような環境整備を行っていきます。

市民や事業者は、市の実施する取組や呼びかけに留意して、脱炭素型の日常生活や事業活動に変容していくことが望まれます。

① 交通分野における脱炭素化の推進

本市では、マイカーによる移動が多いことから、エコカーの普及促進やエコドライブの啓発を行うとともに、市巡回バス等公共交通の利便性向上や利用促進を図っていきます。

市の取組	・カーシェアリングなど、脱炭素型のライフスタイルの啓発を行います。 ・エコカーの普及促進やエコドライブに関する啓発を進めます。 ・市巡回バスの利便性向上や利用の促進を図ります。 ・市事業でのEV収集車、EV公用車への更新を進めます。 ・食料の輸送に伴うCO₂排出量の削減のため、農作物直売所等における消費拡大をはじめ、小売店においても北茨城市産や市内に近い産地の食品等を選択するなど、フードマイレージを意識した地産地消を推進します。（食物の地産地消） ・EV車の充電を行う際に地域で作られた電力を使用することで、移動の脱炭素化と地域経済の活性化を図ります。（EV車によるエネルギーの地産地消） ・交通流対策の推進や信号機のLED化等に向けた働きかけを道路管理者等に行います。
------	--

市民の取組	・自動車を運転する際は、エコドライブを実践します。 ・自動車を購入する際は、エコカーを選択します。 ・エネルギーの地産地消に努めます。
-------	---

事業者の取組	・社用車を運転する際は、自家用車を運転する際と同様、エコドライブを実践します。 ・社用車を導入する際は、エコカーを選択するなど、環境性能の高い車両を選択します。 ・原材料の仕入れや製品の配送を、効率的で温室効果ガス排出量の少ない手法を選択します。
--------	---

<カーシェアリング>

カーシェアリングは、複数のユーザーで1台の車を共同利用するサービスのことです。

レンタカーと似ていますが、カーシェアリングはより短時間での利用に特化しており、予約も簡単に行えるのが特徴です。（多くの事業者では会員登録が必要です）

カーシェアリングを利用することで、安易な車の利用を抑え、公共交通機関・カーシェアリング・自転車や徒歩を上手に使い分け、組み合わせて、日々の「移動」全体のCO₂排出量を削減することにつながります。また、ハイブリッド自動車や電気自動車など、環境への負担が少ない車を選んでカーシェアリングを利用すれば、ますますCO₂排出の少ない、環境に優しい「移動」が実現可能となります。

② 地域の脱炭素化の推進

北茨城市では市域の約6割が山林であり、これらの森林を温室効果ガスの吸収源として適切に管理することが必要となっています。

また、木材は大気中のCO₂を大量に固定していることから、例えば建材として中長期にわたって利用することで都市・地域の中でCO₂を固定することができるため、間伐や主伐によって生み出された木材を適切に利用することも重要です。

森林以外の吸収源対策として、都市緑化のほか、農地土壌吸収源対策としての環境保全型農業の普及、海洋における吸収源としての藻場の保全を図っていきます。

市の取組	・森林の二酸化炭素吸収機能の向上や防災機能の強化など多面的機能の保全を行うため、森林データの整備や、間伐、下刈り、植林等を実施するなど森林の保全・管理を推進します。 ・公園整備に当たっては、適切な管理及び新たな緑地空間の整備を進めます。 ・公共施設の緑化や街路樹の植栽など都市緑化によって木陰を増やしたり、二酸化炭素吸収源となるように整備を行います。 ・公共施設に緑のカーテンを設置するなど、緑の有効活用を推進します。 ・緑地保全地区や保安林などにおける緑の保全と有効活用を進めます。 ・市有林を活用したJ-クレジット制度の利用によって市の事務事業からの排出削減を一層進めていきます。 ・所有地内の樹木や生け垣など緑の適正な管理を推進します。 ・公共事業等において市内産木材の利用を推進します。 ・環境保全型農業の普及啓発を行います。 ・藻場の保全を図ります。 ・事業者にJ-クレジット制度などの情報提供を行います。
------	--

市民の取組	・森林の二酸化炭素吸収機能を向上させるため、森林の保全・管理に参加・協力します。 ・庭の樹木や生け垣などを適切に管理し、緑の保存に努めます。 ・冷房器具の省エネ化を図るため、緑のカーテンを設置します。
-------	--

事業者の取組	・森林の二酸化炭素吸収機能を向上させるため、森林の保全・管理に参加・協力します。 ・敷地内の樹木や生け垣などを適切に管理し、緑の保存に努めます。 ・建築物などで市内産木材の利用を進めます。 ・環境保全型農業についての検討を行い事業活動に活用していきます。
--------	--

＜環境保全型農業＞

環境保全型農業は、農業生産における環境への負荷を低減し、持続可能な農業を目指す取組です。

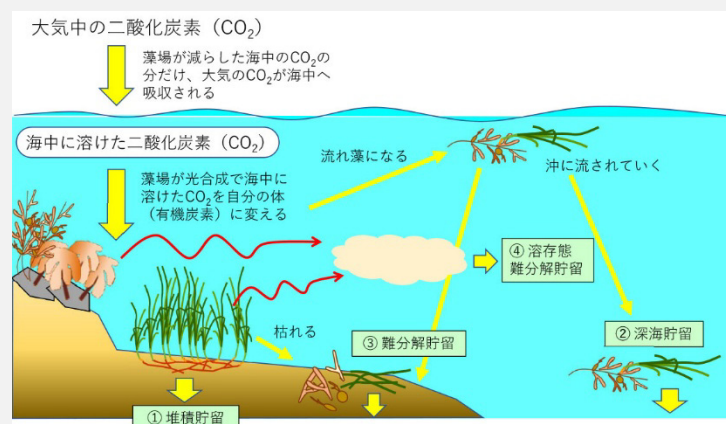
化学肥料や農薬は、その製造過程で多くのエネルギーが消費され、温室効果ガスが排出されます。環境保全型農業では、これらの化学物質の使用を減らすことで、間接的に温室効果ガスの排出削減に貢献できます。

また、環境保全型農業では、有機物を土壌にすき込むなどして土壌中の有機物を増やし、炭素を固定することから、大気中の二酸化炭素を減らすことにつながり、地球温暖化の抑制に貢献します。

＜藻場の保全＞

海藻類が吸収した炭素は、海藻が魚等に食べられたり寿命を迎え分解されたりすることで、その多くは大気中に二酸化炭素として戻りますが、最近の研究で、一部は分解されず長期にわたり海洋中に貯蔵されることがわかってきました。

また、藻場は、水質浄化機能の役割や、魚介類の産卵、保育の場として豊かな生物多様性を支えるためにも重要な役割を持っています。



藻場によるブルーカーボンの長期貯留プロセス（水産庁 HP より引用）

（4）循環型社会形成の推進

循環型社会とは、天然資源の消費の抑制を図り、環境負荷の低減を図る社会のことです。そして、この天然資源という言葉には、化石燃料も含まれています。

天然資源の消費が抑制された循環型の社会を形成することは、脱炭素社会の実現にもつながります。

① ごみの発生抑制と減量化の推進

日常生活の中で実施できる取組として、マイバッグの利用、食品ロスの削減、使い捨て製品の使用を控えることなどが挙げられます。

また、すぐに効果が見えにくいかもしれませんが、シェアリングサービス等の利用によって、モノを所有せずに暮らすライフスタイルが普及することは、製造量の削減につながり、長い目でみればごみの発生量の抑制につながっていきます。

市では、市民や事業者の行動変容につながる取組例の発信などを通してごみの発生抑制や減量化を進めていきます。

市の取組	・プラスチックごみを含む廃棄物の削減の推進に向けた普及啓発を行います。 ・レジ袋の辞退や過剰包装の自粛を呼びかけます。 ・食品ロス削減に関する啓発活動や、食品バンクの支援などを行います。 ・生ごみ堆肥化の啓発・推進を行います。 ・シェアリングサービスなどの情報提供を行います。 ・オフィスでのペーパーレス化・DX化を進めます。
市民の取組	・食品の買いすぎを避け、食品ロスを減らします。 ・使い捨て製品の使用を控え、外出時はマイバッグやマイボトルを持参します。 ・レジ袋の辞退や過剰包装を辞退します。 ・生ごみ堆肥化などによるごみの減量を行います。
事業者の取組	・オフィスでのペーパーレス化を進めます。 ・食品ロス削減のための取り組みを行います。 ・レジ袋の辞退や過剰包装の辞退を消費者に呼びかけます。

＜シェアリングサービス＞

シェアリングサービスとは、個人や企業が所有するモノやサービスを、他の個人や企業と共有する経済活動のことです。近年、インターネットの発展やスマートフォンの普及により、このサービスは急速に広がっています。

シェアリングサービスのメリットとして、借りる側は、物品を購入する代わりに、必要な時に必要な分だけ利用できるため、購入費用や維持費を削減できます。一方で、貸す側は、余っているスペースやモノを貸し出すことで、新たな収入源とすることができます。

さらに、物品の利用効率を高めることで、資源の無駄を減らし、環境負荷を軽減することが出来たり、シェアを通じて、新しい人と出会ったり、コミュニティを形成したりする機会が増えるといった副次効果も注目されています。

② 3R の取組推進

3R とは、Reduce（リデュース：減らす）、Reuse（リユース：再利用）、Recycle（リサイクル：再資源化）の頭文字を取ったもので、ごみを減らすための3つの行動を指します。

リユースは、物を何度も使い回すことで、新たな製品の製造を減らし、結果として資源の消費や廃棄物を削減する活動です。新しい製品を作るためには、原材料の採掘、製造、輸送など、多くの工程でエネルギーが必要となり、その過程でCO₂が排出されます。リユースすることで、これらの工程を省略できるため、CO₂の排出量を大幅に削減することができます。

また、リサイクルによって、ごみの量を減らすことができれば、ごみの焼却や埋め立てによって発生するメタンなどの温室効果ガスを削減することに繋がっていきます。

（「リデュース：減らす」については、①をご参照ください）

市の取組	・分別方法が分かりやすいマニュアルの配布を継続し、市民への分別啓発を促進します。 ・粗大ごみなどで再利用可能な物は、高北清掃センターにおいて再利用に回す仕組みを促進します。 ・3Rに関する情報をSNS等で発信し、多くの人に呼びかけます。
市民の取組	・ごみをきちんと分別し、リサイクル可能なものは積極的にリサイクルに出します。 ・不要になったものをアップサイクルするなど、新たな用途を見出すことで、ごみの発生を抑制します。
事業者の取組	・包装材を減らしたり、リサイクルしやすい素材を使用したりするなど、製品の簡素化を進めます。 ・製品に関する環境情報を開示し、消費者が環境に配慮した製品を選択できるようにします。

③ ごみ処理施設の余熱利用

ごみの削減を行ったうえで生じる廃棄物については焼却時の余熱をエネルギーとして利用していきます。

2023（令和5）年から稼働している高北清掃センターでは、廃棄物の焼却の余熱を使って蒸気タービンによる発電を行い、施設で利用する電力として利用し、また、発電を行った後の余剰熱は施設内の給湯として使用しています。



高北清掃センター

市の取組	・余熱利用の意義や仕組みについて、パンフレットやホームページなどで市民に分かりやすく説明し、理解を深めます。 ・学校や企業と連携し、余熱利用に関する学習会や見学ツアーを開催するなど、住民参加型の取組を推進します。
市民・事業者の取組	・施設見学に積極的に参加し、ごみの分別、削減の必要性について理解を深め、取組を行います。 ・余熱利用について積極的に学び、その重要性を理解します。